

地方税法等の改正の動向について

現在開会中の第213回国会において、地方税法等の一部改正が予定されており、特別区税に係る主な内容は以下のとおりである。

1 所得税・個人住民税の定額減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、及びデフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税を行う。

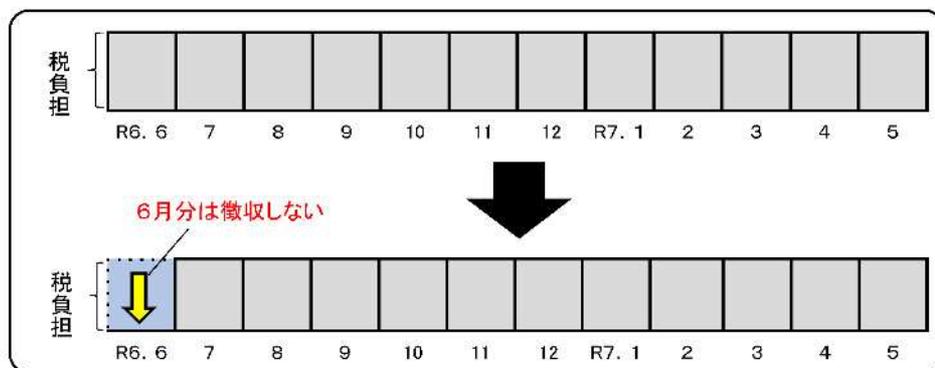
具体的には、納税者（合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする。）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月以降の徴収で実施する。なお、定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費により補填される。

(1) 定額減税の実施方法

定額減税の実施方法は徴収区分ごとに異なる。

① 給与所得に係る特別徴収の場合

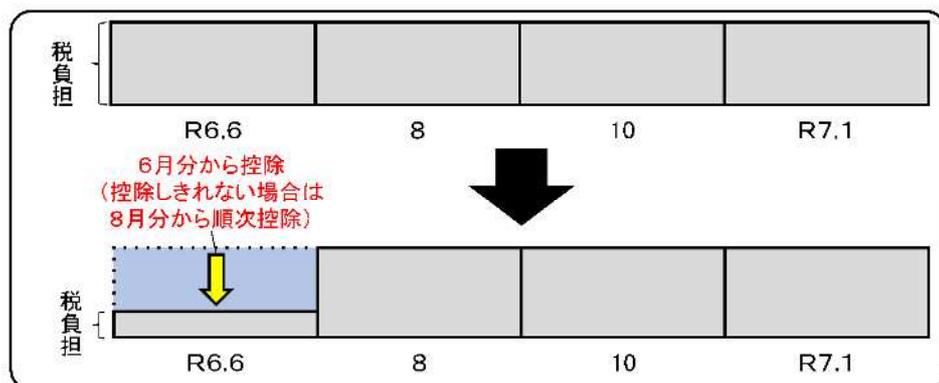
特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。



② 普通徴収の場合

ア 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除する。

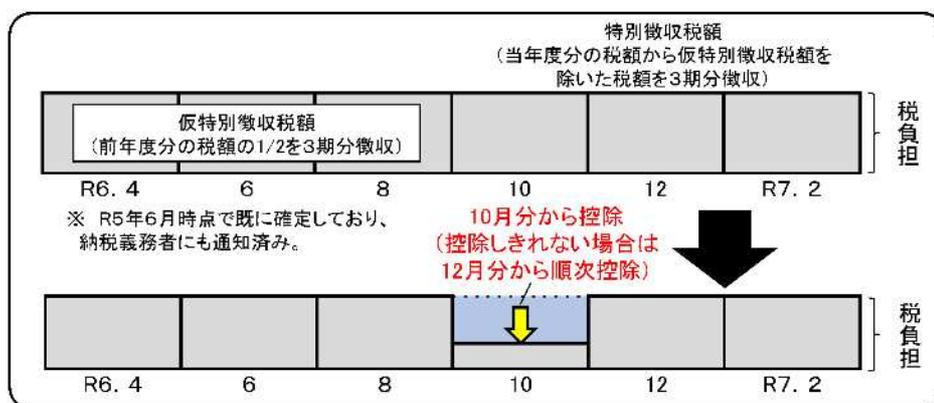
イ 特別控除の額に相当する金額のうち、控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

ア 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。

イ 特別控除の額に相当する金額のうち、控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除する。



(2) 調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税義務者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合計額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。

2 子育て世帯等に対する住宅借入金等特別税額控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点から上乘せを行う。

住宅借入金等特別税額控除（いわゆる住宅ローン減税）は、令和7年末までに入居すれば適用され、年末時点の借入残高の0.7%を所得税から差し引く仕組みで、期間は新築で最長13年間である。

住宅ローン減税の対象となる借入金限度額は、令和6年から住宅の種類に応じて引き下げられる予定だが、子育て世帯（18歳以下の子どもがいる世帯と、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯）は据え置く。1年限りの実施で、延長の可否は引き続き検討される。なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額（9.75万円）の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費により補填される。

		長期優良住宅	ZEH	省エネ基準適合住宅	
予定していた制度		5,000万円 ↓ 4,500万円	4,500万円 ↓ 3,500万円	4,000万円 ↓ 3,000万円	24年から借入限度額引き下げ予定
改正後 (24年入居に限定)	子育て世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円	
		18歳以下の扶養親族がいる または自身か配偶者が39歳以下の夫婦			
	その他	4,500万円	3,500万円	3,000万円	